

回 答 書

AI オンデマンド交通実証運行に係る情報提供依頼書(RFI)の質問について、次のとおり回答します。

令和7年7月18日 湯沢市企画課

	内容	資料名及び ページ番号																								
質問 1	実証規模の参考としてご質問します。 現状の貴市乗合タクシーは、路線ごとに電話予約受付センターが異なりますが、AI オンデマンド交通でも同様にお考えでしょうか。あるいは受付は統合を想定しておられますか。 また、運行地区ごとの車両タイプ・車両台数をご教示いただけますでしょうか。	乗合タクシー - 湯沢市ホームページ																								
回答 1	現在の想定では、AI オンデマンド交通の運行を市内タクシー事業者やバス事業者へ委託する想定です。同じシステムを利用して、運行区域ごとに運行業務の委託を行う想定ですので、電話受付（予約入力）は各タクシー・バス事業者で担っていただく予定です。 なお、運行地区ごとの車両タイプと車両台数は次の想定をしておりますが、本市の現状を分析いただき、導入する各社システムの機能により運行する最適な車両タイプ・台数の提案を制約するものではありません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行地区・想定エリア</th><th>車両タイプ</th><th>想定台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯沢地区（市街地）</td><td>10人乗り ジャンボタクシー</td><td>1台</td></tr> <tr> <td>湯沢地区（岩崎幡野弁天）</td><td>10人乗り ジャンボタクシー</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>湯沢地区（山田南台切畑石塚）</td><td>10人乗り ジャンボタクシー</td><td>1台</td></tr> <tr> <td>湯沢地区（郊外・泥湯）</td><td>10人乗り ジャンボタクシー</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>稲川・皆瀬※～湯沢</td><td>10人乗り ジャンボタクシー</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>雄勝～湯沢</td><td>10人乗り ジャンボタクシー</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>（予備車両）</td><td>10人乗り ジャンボタクシー</td><td>1～2台</td></tr> </tbody> </table>	運行地区・想定エリア	車両タイプ	想定台数	湯沢地区（市街地）	10人乗り ジャンボタクシー	1台	湯沢地区（岩崎幡野弁天）	10人乗り ジャンボタクシー	2台	湯沢地区（山田南台切畑石塚）	10人乗り ジャンボタクシー	1台	湯沢地区（郊外・泥湯）	10人乗り ジャンボタクシー	2台	稲川・皆瀬※～湯沢	10人乗り ジャンボタクシー	2台	雄勝～湯沢	10人乗り ジャンボタクシー	2台	（予備車両）	10人乗り ジャンボタクシー	1～2台	別紙 1_基本情報（想定エリア別人口世帯数シート参照）
運行地区・想定エリア	車両タイプ	想定台数																								
湯沢地区（市街地）	10人乗り ジャンボタクシー	1台																								
湯沢地区（岩崎幡野弁天）	10人乗り ジャンボタクシー	2台																								
湯沢地区（山田南台切畑石塚）	10人乗り ジャンボタクシー	1台																								
湯沢地区（郊外・泥湯）	10人乗り ジャンボタクシー	2台																								
稲川・皆瀬※～湯沢	10人乗り ジャンボタクシー	2台																								
雄勝～湯沢	10人乗り ジャンボタクシー	2台																								
（予備車両）	10人乗り ジャンボタクシー	1～2台																								

	内容	資料名及び ページ番号
質問 2	複数社が連携して事業を受託する場合、年度によって貴市との契約先が変わる提案も可能でしょうか。 令和 8・9 年度は計画や分析が業務の中心となることからコンサルティング会社が主体として受託（システム会社は再委託先として参加）、令和 10 年度以降はシステム運用保守フェーズに入ることからシステム会社が主体として受託することを想定しております。	様式 3_見積書.xlsx
回答 2	現在の想定では、基本的に令和 8・9 年度の実証運行並びに令和 10 年度以降の本格運行とも、同一の受託者を想定しています。 本市の財務規則（平成 17 年 3 月 22 日規則第 49 号）第 130 条では、「契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止」しておりますが、令和 8・9 年度の実証環境の構築・運行にあたり、その計画や分析の部分を再委託することは、許容できる見込みと想定しております。	